

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	指宿市

指宿市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：指宿市農水商工観光部耕地林務課
所在地：鹿児島県指宿市十二町 301 番地
電話番号：0993-22-2111 (内線 5719)
FAX 番号：0993-27-0081
メールアドレス：kouchirinmu@city.ibusuki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・ノウサギ・ヒヨドリ・カラス・スズメ・ドバト・カモ・キジ
計画期間	8年度～10年度
対象地域	鹿児島県指宿市全域

※カモは、マガモ、カガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒヨドリガモ、オガガモ、ハシロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクマガモとする。

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	0.01ha 11千円
	野菜（かぼちゃ等）	0.27ha 434千円
	いも類（サツマイモ、パレイショ）	0.24ha 504千円
	小計	0.52ha 949千円
シカ	野菜（オクラ等）	0.02ha 103千円
	いも類（サツマイモ）	0.02ha 73千円
	小計	0.04ha 176千円
サル	野菜（そらまめ等）	0.02ha 97千円
タヌキ	野菜（すいか等）	0.06ha 268千円
	いも類（サツマイモ）	0.11ha 138千円
	小計	0.17ha 406千円
アナグマ	野菜（スナップエンドウ等）	0.24ha 1,102千円
	いも類（サツマイモ）	0.11ha 149千円
	小計	0.35ha 1,251千円
ヒヨドリ	果樹（ぼんかん等）	0.02ha 24千円
	野菜（スナップエンドウ等）	19.49ha 32,083千円
	小計	19.51ha 32,107千円
カラス	果樹（びわ）	0.00ha 1千円
	野菜（スナップエンドウ等）	0.11ha 412千円
	小計	0.11ha 413千円
	合計	20.72ha 35,399千円

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

電気柵を導入した農地が増え、被害面積は減っているが、被害は年間を通して発生しており、いも類への被害が多く、特に山川・開聞地域で多く発生している。近年は市街地近くのほ場に出没し農作物を食害するほか、住宅等での出没等の被害も発生している。

②シカ

山川地域の山林と隣接している一部地域で、野菜等の食害やほ場内に進入しマルチを踏み荒らす被害が発生している。また、近年、市内北部の山林でも捕獲されており、今後、農作物や樹木への被害が発生することが懸念される。

③サル

被害は、池田湖周辺のほ場に発生しており、収穫前の果樹や野菜等を食害している。近年、住宅街への出没・住宅地の果樹を食害する等の被害も発生している。

④タヌキ

被害の多くは、市内全域に発生している。野菜類にキズを付けたり、食害したりするなど被害が発生している。

⑤アナグマ

被害の多くは、市内全域に発生している。野菜類にキズを付けたり、食害したりするなど被害が発生している。

⑥ノウサギ

主に秋冬時期に被害が発生しており、野菜類の新芽や葉を食害するが、令和4年度以降農作物に被害は出ていない。

⑦ヒヨドリ

被害は、市内全域に発生している。12月から3月にかけて、葉菜類や豆類、果樹を食害するため、収量に影響がでている。令和6年度は令和5年度より飛来が多く、被害が大幅に増大した。

⑧カラス

被害は、年間を通して市内全域に発生しており、収穫前の果樹や野菜等を食害している。また、定植直後の苗を抜き取る被害も多く発生している。

畜産関係においては、飼料の盗食や家畜への危害が発生している。

⑨スズメ

収穫前の水稻を食害するが、令和4年度以降農作物に被害は出ていない。

<p>⑩ドバト 家畜飼料の盗食やは種後の種を掘り出し建物に侵入するため、排泄物による生活環境被害が発生するが、令和4年度以降被害報告はない。</p> <p>⑪カモ 収穫前の稲穂を食害するが、令和4年度以降被害報告はない。</p> <p>⑫キジ 定植した豆類の苗を抜き取る被害が発生するが令和4年度以降被害報告はない。</p>
--

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）を記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
イノシシ	949千円	0.52ha	664千円	0.36ha
シカ	176千円	0.04ha	123千円	0.03ha
サル	97千円	0.02ha	68千円	0.01ha
タヌキ	406千円	0.17ha	284千円	0.12ha
アナグマ	1,251千円	0.35ha	876千円	0.25ha
ノウサギ	0千円	0ha	0千円	0ha
ヒヨドリ	32,107千円	19.51ha	22,475千円	13.66ha
カラス	413千円	0.11ha	289千円	0.08ha
スズメ	0千円	0ha	0千円	0ha
ドバト	0千円	0ha	0千円	0ha
カモ	0千円	0ha	0千円	0ha
キジ	0千円	0ha	0千円	0ha
合計	35,399千円	20.72ha	24,779千円	14.50ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	被害農家等からの捕獲要請依頼に基づき、猟友会と連携して有害鳥獣捕獲を実施している。また、県補助事業で箱わなを導入し捕獲体制の整備を行なっている。 R4 狩猟免許取得助成 7人	捕獲従事者の高齢化に伴い、有害鳥獣捕獲の実施が困難となる恐れがあることから、県鳥獣被害対策アドバイザー派遣を活用するなどし、捕獲従事者の確保や経験年数の浅い捕獲従事者の捕獲技術向上を図る必要がある。

	<p>アドバイザーを活用した研修（8月）</p> <p>R5 イノシシ用箱わな 25基 小動物用箱わな 14基 狩猟免許取得助成 6人</p> <p>アドバイザーを活用した研修（9月）</p> <p>R6 狩猟免許取得助成 4人 アドバイザーを活用した研修（8月）</p>	
防護柵の設置等に関する取組	<p>講習会の開催やチラシによる周知、電気柵の導入に関して市独自の補助事業を実施している。 (市町村単独事業)</p> <p>R4 2段5,920m, 3段980m R5 2段7,850m, 3段530m R6 2段8,050m, 3段500m</p>	<p>国庫補助事業では団地化等の要件により、侵入防止柵の整備が困難なため、市単独事業による整備、活用について周知を行う。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>県鳥獣被害対策アドバイザー派遣制度を活用し、鳥獣の習性や被害防止対策に関する講習会を開催することで知識や情報の提供を行っている。</p>	<p>日々被害防止に関する新たな技術や対策の強化が行われているが、現場での実用に繋がっていない部分があるため、今後具体的な取組みを検討する必要がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

被害軽減目標を令和6年度被害規模の30%減とし、対策を進める。

これまで、山間部周辺での被害が主であったが、近年は市街地での被害も確認されている。特に農地においては、荒廃農地などの鳥獣の生息しやすい環境の増加が被害拡大の一因となっている。このようなことから、猟友会等、関係機関との連携を図り、地域ぐるみの総合的な対策に取り組む。

また、市内において、サルの出没や目撃情報が増えてきていることから、GIS（地理情報システム）の活用による生息域調査・研究、新たな電気柵の整備など、具体的な対応策について検討を行う。

1. 地域懇談会，研修会の開催等を通じた農業関係者へ鳥獣被害対策についての普及・啓発
2. 地域ぐるみによる荒廃農地の解消や放任果樹の伐採など，地域に野生鳥獣を寄せ付けない取り組みの推進
3. 捕獲と侵入防止柵，防鳥網による防除の両面での被害防止対策の推進
4. 捕獲従事者の確保・育成の推進

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

指宿市内の猟友会を中心とした捕獲隊との連携により有害鳥獣捕獲を実施する。住民からの被害報告があった場合には、現地確認後に捕獲隊に依頼し捕獲を行う。また、これまでの状況から被害が予想されるときには、予察捕獲も行う。猟具別の隊員数は散弾銃23人、空気銃5人、わな56人、網2人となっている。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ ノウサギ ヒヨドリ	新規の狩猟免許取得者に対し、熟練の猟友会員や関係機関による捕獲従事者の捕獲技術向上及び安全対策の指導を行い、捕獲従事者を育成すると共に、新規の狩猟免許取得者の捕獲隊への勧誘や捕獲者への捕獲報奨金による支援を継続する。 また、スマート捕獲アプリを活用し、事務手続きの効率化・有害鳥獣の生息範囲の情報集約の効率化を図る。
令和9年度	カラス スズメ ドバト カモ	新規の狩猟免許取得者に対し、熟練の猟友会員や関係機関による捕獲従事者の捕獲技術向上及び安全対策の指導を行い、捕獲従事者を育成すると共に、新規の狩猟免許取得者の捕獲隊への勧誘や捕獲者への捕獲報奨金による支援を継続する。

	キジ	<p>また、スマート捕獲アプリを活用し、事務手続きの効率化・有害鳥獣の生息範囲の情報集約の効率化を図る。</p>
令和10年度		<p>新規の狩猟免許取得者に対し、熟練の猟友会員や関係機関による捕獲従事者の捕獲技術向上及び安全対策の指導を行い、捕獲従事者を育成すると共に、新規の狩猟免許取得者の捕獲隊への勧誘や捕獲者への捕獲報奨金による支援を継続する。</p> <p>また、スマート捕獲アプリを活用し、事務手続きの効率化・有害鳥獣の生息範囲の情報集約の効率化を図る。</p>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ</p> <p>過去3カ年のイノシシの捕獲実績は、令和4年度488頭、令和5年度502頭、令和6年度623頭となっている。これまで被害報告のなかった地域での被害も発生しており、生息域も拡大していると思われる。また、住宅街等での出没・被害も発生していることから、捕獲計画数を750頭とし被害の軽減を図る。市内全域で銃又はわなにより捕獲の実施を行う。</p>
<p>② シカ</p> <p>過去3カ年のシカの捕獲実績は、令和4年度51頭、令和5年度38頭、令和6年度46頭となっている。野菜、いも類、林産物への被害が懸念されており、さらにこれまで捕獲報告のなかった市内北部での捕獲報告もあった。生息地域の拡大もあることから、捕獲計画数を200頭とし、市内全域で銃又はわなにより捕獲の実施を行う。</p>
<p>③ サル</p> <p>サルの捕獲実績は、令和6年度1頭となっている。野菜、果樹への被害が近年増加傾向にあることから、捕獲計画数を5頭とし、市内全域で銃又は捕獲箱により捕獲の実施を行う。また、住宅地域での出没も見受けられるようになり、捕獲が必要な状況になった場合はわな等で捕獲する。</p>
<p>④ タヌキ</p> <p>過去3カ年のタヌキの捕獲実績は、令和4年度74頭、令和5年度62頭、令和6年度163頭となっている。野菜、いも類での被害が増加していることから、今後は、捕獲計画数を300頭とし、市内全域でわなにより捕獲の実施を行う。</p>

⑤ アナグマ

過去3カ年のアナグマの捕獲実績は、令和4年度164頭、令和5年度180頭、令和6年度202頭となっている。野菜類・イモ類で多く被害が発生している。このことから捕獲計画数を300頭とし、市内全域でわなにより捕獲の実施を行う。

⑥ ノウサギ

過去3カ年での捕獲実績はないが、野菜類の新芽や葉への被害が多いことから、捕獲計画数を50羽とし、市内全域で銃又はわなにより捕獲の実施を行う。

⑦ ヒヨドリ

過去3カ年のヒヨドリの捕獲実績は、令和4年度1,896羽、令和5年度0羽、令和6年度1,386羽となっている。ヒヨドリは渡り鳥であるが、渡りの時期になっても渡りをせず市内に住み着いているヒヨドリを多く見かけるようになった。このことから農作物への被害も恒常的に発生している。

多くの個体が飛来する年もあることから、捕獲計画数を3,000羽とし、市内全域で銃（散弾銃やエアライフル）により捕獲の実施を行う。

⑧ カラス

過去3カ年のカラスの捕獲実績は、令和4年度281羽、令和5年度210羽、令和6年度238羽となっており、特に果樹や野菜、家畜の飼料への被害が多いことから、捕獲計画数を1,000羽とし、市内全域で銃又はわなにより捕獲の実施を行う。

⑨ スズメ

スズメの捕獲実績はないが、特に収穫前の稲への被害が多少発生していることから、捕獲計画数を100羽とし、市内全域で銃により捕獲の実施を行う。

⑩ ドバト

ドバトの捕獲実績はないが、今後農作物への被害も懸念されることから、捕獲計画数を200羽とし、市内全域で銃により捕獲の実施を行う。

⑪ カモ

カモの捕獲実績はないが、特に収穫前の稲への被害が懸念されることから捕獲計画数を50羽とし、市内全域で銃により捕獲の実施を行う。

⑫ キジ

キジの捕獲実績はないが、近年、豆類の苗を抜き取る被害が報告されており、野菜類への被害が懸念されることから、捕獲計画数を50羽とし、市内全域で銃により捕獲の実施を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	750	750	750
シカ	200	200	200
サル	5	5	5
タヌキ	300	300	300
アナグマ	300	300	300
ノウサギ	50	50	50
ヒヨドリ	3,000	3,000	3,000
カラス	1,000	1,000	1,000
スズメ	100	100	100
ドバト	200	200	200
カモ	50	50	50
キジ	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>寄せ付けない、侵入を防止する取組を推進するとともに、捕獲については、銃器及びわなもしくは捕獲箱や網により、原則として狩猟期間を除いた期間、有害鳥獣捕獲隊が市内全域で捕獲を実施する。</p> <p>また、鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、農家等の自衛的なわな捕獲を推進するため、捕獲機材の貸出し等による捕獲を行うとともに、講習会受講料の助成等により、新規の狩猟免許取得者を確保する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ タヌキ アナグマ	電気柵（市単独事業） 10,000m×2段	電気柵（市単独事業） 10,000m×2段	電気柵（市単独事業） 10,000m×2段

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ タヌキ アナグマ	研修会等を通じ、 侵入防止柵の管理に ついて啓発を図る。	研修会等を通じ、 侵入防止柵の管理に ついて啓発を図る。	研修会等を通じ、 侵入防止柵の管理に ついて啓発を図る。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ・サル タヌキ アナグマ ノウサギ ヒヨドリ カラス スズメ ドバト カモ・キジ	研修会等を通じ、放任果樹の伐採や追い払い活動など地域ぐるみでの鳥獣被害対策についての普及啓発を図る。 また、鳥獣被害対策実施隊が中心となり、被害発生が恒常化している地域を中心に農作物残さの適正処理や侵入防止柵の設置・管理指導、荒廃農地の解消等被害防止対策を推進する。

令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

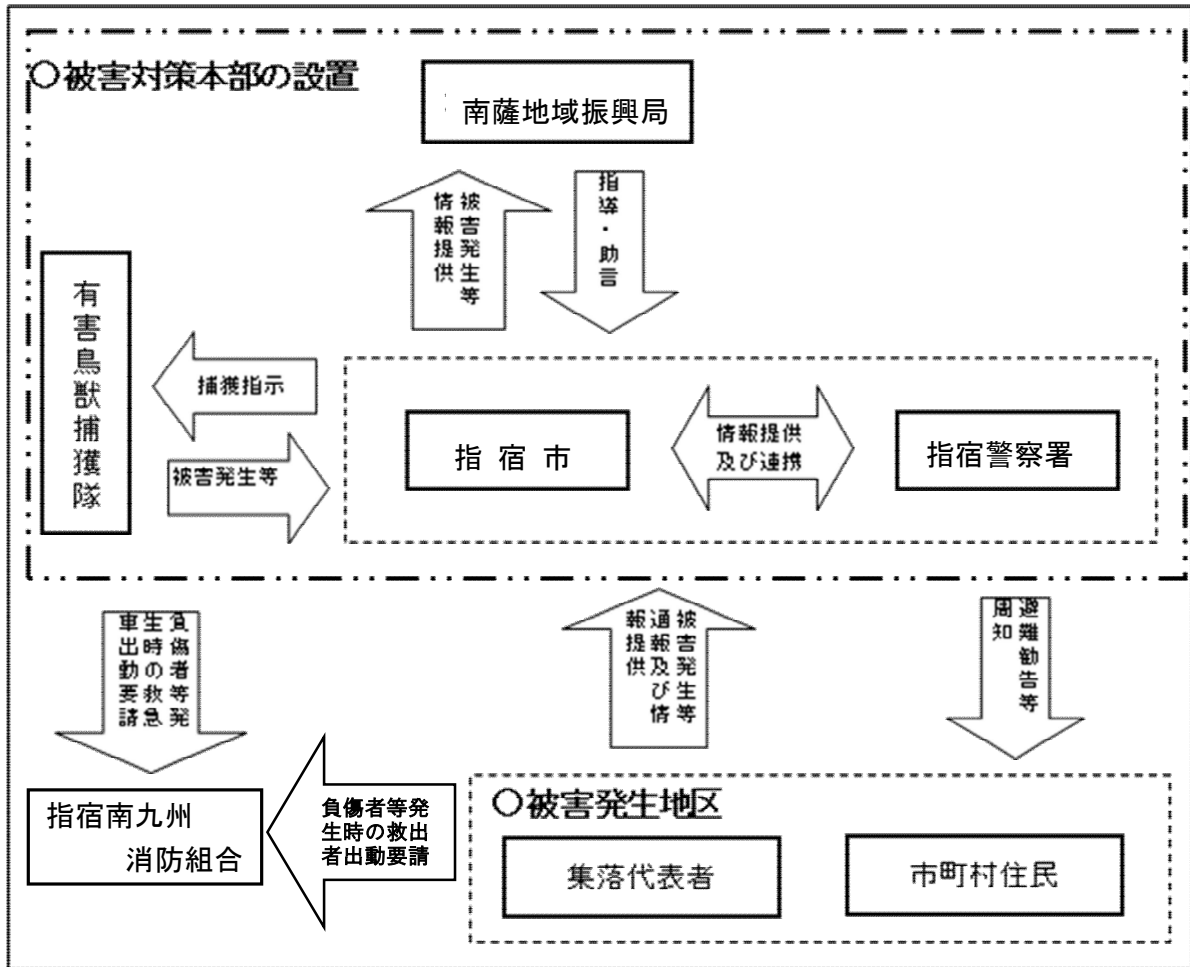
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
指宿市	被害対策本部を設置する。 人的被害等の情報収集を行う。 住民への周知を行う。(避難等の勧告) 関係機関との連絡調整を行う。 捕獲等被害対策の指示(許可)及び実施を行う。
南薩地域振興局	関係法令及び被害防止対策の指導及び助言を行う。
指宿警察署	住民の安全の確保対策を行う。(避難等の勧告) 銃器使用の捕獲時の指導及び助言を行う。 住民からの被害発生及び有害鳥獣の出没情報等の問い合わせ内容の情報の提供を行う。
指宿南九州消防組合	負傷者等発生時の救急車の出動を行う。
有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣の緊急捕獲を行う。 被害発生及び有害鳥獣の出没情報等の情報の提供を行う。
集落代表者	被害発生及び有害鳥獣の出没情報等の情報の提供を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣捕獲後の処理については、イノシシ・シカは食用（自家消費）及び埋却処分とし、その他については焼却・埋却を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲数量、捕獲後の解体・流通等の状況から加工施設の整備には至っていない。今後も必要性や費用対効果を考慮しながら判断する。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

捕獲数量、捕獲後の解体・流通等の状況から加工施設の整備には至っていない。今後も必要性や費用対効果を考慮しながら判断する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成は行っていない。今後も必要性や費用対効果を考慮しながら判断する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	指宿市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
指宿市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。また、鳥獣被害防止対策に関する情報提供や技術指導を行う。
南薩農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
かごしま森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
南薩地域振興局	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導を行う。
指宿警察署	狩猟事故防止に関する情報提供を行う。
鹿児島森林管理署	国有林に関する情報提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
指宿市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と、有害鳥獣の捕獲を行う。
鳥獣保護員	有害鳥獣の生息状況等の情報提供を行う。
集落代表者	被害状況の把握及び情報提供を行う。
農業者代表	被害状況の把握及び情報提供を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
九州農政局（国）	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供，その他必要な連携を図る。
鹿児島県	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供，その他必要な連携を図る。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成25年3月19日 構成：市職員12人(うち狩猟免許保持者3人) 活動内容：追い払い活動, 被害調査, 技術指導, 広報啓発

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

指宿市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって集落住民に対し、正しい被害対策についての普及啓発を図り、地域が主体となった追い払い活動や、野生鳥獣の住処となる荒廃農地や放任果樹の解消を促進する。
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

指宿市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって、関係機関と連携し、情報交換会、現地研修会等を開催する。 また、鳥獣により住民の生命又は身体に対する危害が発生しないよう情報発信に努め、被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急時の捕獲については関係機関と連携し対応を図る。
--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項を記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成 22 年度（1 期）	平成 23 年 2 月 14 日
平成 25 年度（2 期）	平成 26 年 4 月 10 日
平成 28 年度（3 期）	平成 29 年 4 月 7 日
令和元年度（4 期）	令和 2 年 2 月 25 日
令和 4 年度（5 期）	令和 5 年 3 月 28 日
令和 6 年度（5 期 変更）	令和 6 年 11 月 19 日
令和 7 年度（6 期）	令和 8 年 3 月 30 日